

令和3年度 建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る

入札契約制度の改正について

建設業は、若年入職者の減少等による就業人口の減少や入札不調件数の増加から、将来的な担い手不足や入札不調による事業の円滑な実施への影響が危惧されています。

こうした状況の中で、就業人口減少の一因である建設業の労働環境の改善を図るとともに、入札不調を抑制するためにより多くの入札参加業者が参加できるよう、令和3年度につきましては以下のとおり制度の改正を行います。

制度改正

1. 設計図書等の質疑に対する回答書を電子閲覧のみに変更します
2. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

令和3年4月14日

大分市上下水道局 上下水道部 総務課 契約監理室

1. 設計図書等の質疑に対する回答書を電子閲覧のみに変更します

本市上下水道局発注の要件設定型一般競争入札、指名競争入札において、設計図書等の質疑に対する回答書は電子入札システム上での電子閲覧及び上下水道局3階「閲覧場所」にて、紙閲覧していましたが、以下のとおり変更します。

【設計図書等の質疑に対する回答書の閲覧方法】

	現行(令和2年度)	改正後(令和3年度)
設計図書等の質疑に対する回答	電子入札システム上での電子閲覧 「閲覧場所」での紙閲覧	電子入札システム上での電子閲覧 ※注1

※注1 入札参加者がパソコンの不具合等により電子閲覧できない場合は、契約監理室にて紙閲覧とします。

◆ 令和3年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行うものから適用します。

2. 専任配置可能技術者に係る入札方法の見直しについて

本市上下水道局では、建設工事の一般競争入札において予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)が、建設業法で技術者の専任配置が求められる請負代金額以上であった場合に、専任配置可能技術者(※注1)の数を超えて入札に参加することはできないとする入札参加制限を行ってきました。

今後は、より多くの入札参加業者が参加できるよう当該制限を以下のとおり見直します。

	現行(令和2年度)	改正後(令和3年度)
対象となる入札	要件設定型一般競争入札により発注する建設工事のうち、予定価格が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上のもの	現行どおり
入札参加制限	専任配置可能技術者数を超えて入札に参加できない	廃止 ただし、主任技術者又は監理技術者の配置については建設業法による
専任配置可能技術者の届出を定める基準	予定価格が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上	入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上 ※注2
専任配置可能技術者の届出方法	「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出 入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる場合においても、専任配置可能技術者の届出が必要	「配置予定技術者の資格・建設工事等経験」様式第4号(その1)を提出 ただし、入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる場合においては専任配置可能技術者の届出は不要 ※注2

※注1 発注工事の契約書類提出日(落札決定通知日から7日以内)において、確実に専任配置が可能な主任技術者又は監理技術者をいいます。

※注2 競争入札参加資格申請時に専任配置可能技術者を届け出していたが、入札金額に100分の110を乗じて得た額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満となる入札をした場合には、専任の配置を求めず、届け出していた技術者以外の技術者を配置することも可能です。

◆ 令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用します。